

肥料価格高騰対策のごあんない

～肥料価格高騰に直面する農家の皆様を支援します～

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様(原則、福島県在住)の肥料費を支援します。



支援の対象となる肥料

令和4年6月以降令和5年5月に購入※した肥料

(昨年度年の秋肥と今年度の春肥として使用する肥料)が対象です。

支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加した肥料費について、その**70%**を支援金として交付します。

国の支援金

$$= \left[\text{当年の肥料費} - \left(\frac{\text{当年の肥料費}}{\left[\begin{array}{l} \text{秋肥:1.4} \\ \text{春肥:1.4} \end{array} \right]} \div \left[\begin{array}{l} \text{使用量低減率} \\ 0.9 \end{array} \right]} \right) \right] \times 0.7$$

さらに県の事業により**15%**を助成します(福島県肥料価格高騰対策支援事業)

申請に必要なもの

- 前年秋肥(令和4年6月～10月に注文)、本年春肥(令和4年11月～令和5年5月に注文)の購入価格がわかるもの(注文票など※)

※領収書などの証拠書類を提出する場合は、写しでも差し支えりません。

本年秋肥と来年春肥は、別々に申請してください。

- 予約注文したものの: 注文票+請求書又は注文票+領収書
- 予約注文なしで購入したもの(当用買い) : 領収書(レシートでも可)※

※領収書やレシートで肥料の名称等が判断できない場合は肥料袋(表・裏)の写真を添付

- 化学肥料低減計画書(次ページチェックシート参照)

・化学肥料低減に向けた取組に2つ以上取り組むこと

- 農畜産物の販売実績が分かるもの

(例:直近の出荷伝票、売上傳票 等)

※取組実施者で確認できるものであれば差し支えありません。



化学肥料低減計画書

秋用肥料	春用肥料	年間

作付概要

作物名	作付面積 (ha)
〇〇〇	
〇〇〇	
その他	
計	

作物名は、**支援金の算定に用いた肥料を使用する作物のうち、半分以上の面積を占める代表的な作物**又は**作付面積上位の2品目(代表的な作物がない場合)**を記載してください。
それ以外はその他として面積を記載してください。

化学肥料の低減に向けた取組は「**作付概要**」に記載の作物で行ってください。

「令和4年度又は令和5年度の取組」欄のうち、取り組めるものに〇を記入してください。

- ・2つ以上に〇が付けばOKです。
- ・これまで既に取り組んでいるものもカウントできます。(その場合、1つ以上は、新しい取組または従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。)

	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア 土壌診断による施肥設計		
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用	○	◎
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用(★福島県HP等で御確認ください★)	○	○

【既に化学肥料を大幅に低減等されている方について】

取り組む品目(作付概要に記載の品目)の**作付面積の過半**で**有機JAS認証取得者**や**特別栽培農産物(県認証)栽培者**、**環境保全型農業直接支払交付金取組者**等であれば、既に2割低減を大幅に超える対応を行っていることから、低減取組要件を満たしているものとなります。

〈記載方法〉

- ①品目名は「水稲(有機)」「トマト(特裁)」「水稲(環境直払)」等
- ②取組チェックの欄は空白のまま

〈添付書類〉

- ③取組を証明する書類

申請方法



農業者グループ(取組実施者)で申請してください。申請方法や申請期限等は福島県にお問い合わせください。(※申請を希望される方は、肥料を購入している農協、肥料販売店にも御相談ください。)

農協や肥料販売店などでまとめてグループ申請していただくことを想定しています。※5戸以上のグループで申請してください。

農業法人については、他の農業者とグループを構成して申請することが難しい場合であって、なおかつ農業法人において農作業に従事する構成員や従業員が5人以上いる場合は、単独で取組実施者となり申請することも可能です。

スケジュール

今後のスケジュールは、概ね以下のとおりです。

【秋肥・春肥の受付開始】

令和5年5月1日～

農業者グループから県協議会へ申請(秋肥分・春肥分)
➤ 農業者から農業者グループへの申請期限は、申請予定の農業者グループへお問い合わせください。

令和5年6月下旬頃～

県協議会から農業者グループへの支援金の交付
➤ 農業者グループへ交付され支第、農業者へ交付されます。

【秋肥締切り】

令和5年
6月末(目安)まで

農業者グループからの県協議会への申請書類の提出期限(秋肥分)

【春肥締切り】

令和5年8月末まで

農業者グループからの県協議会への申請書類の提出期限(春肥分)

令和5年10月末まで

農業者グループへの支援金の交付

Q&A

問 い

① 化学肥料が足りなくなるということを聞いたのですが。

答 え

- ・ 肥料メーカーや輸入事業者の皆様のご努力により当面必要な肥料原料は確保されています。
- ・ 今後も、調達状況を注視して、肥料の安定供給に取り組んでまいります。



問 い

答 え

② 化学肥料の使用量を実際に2割減らすことが支援の要件ですか。

- ・ 化学肥料の2割低減に向けて、取組メニューのうち2つ以上行っていただければ支援対象となります。
- ・ 選択された取組について、適切にフォローしていきます。

③ 既に化学肥料の低減に取り組んでいるため、更に低減することは難しい。

- ・ 既に取り組んでいるものもカウントします。
- ・ その際は、既に行っている取組の拡大や改善で良いので、新たな取り組みを1つ以上行ってください。

④ 低減に向けた取組をしたいが、準備が必要なのですぐには行えない。

- ・ 本年に取り組めない場合は、来年に取り組んでいただければ結構です。
- ・ 国内資源の利用など体制整備に時間を要する取組は、期間内に取り組んでいただければ結構です。

⑤ いつ頃までに申請すれば良いですか。また、いつ頃支援を受けられますか。

- ・ 秋肥、春肥は別々に申請してください。申請は令和5年5月1日～8月末までに申請してください(前年秋肥分は6月末を目安に早めに申請してください)。
- ・ 申請順に順次支払い、令和6年10月末までに支払いを完了します。

⑥ 領収書の提出が間に合わない場合はどうすれば良いですか。

- ・ 領収書が間に合わない場合は、請求書を提出いただければ、支援金をお支払いすることができます。
- ・ 肥料を購入した農協や販売店に御相談ください。

福島県ホームページ

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36021d/hiryou-koutou-taisaku.html>

福島県肥料価格高騰対策事業



農林水産省ホームページ

https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_hiryo/220729.html



申請を希望される農業者は、肥料を購入されている農協や肥料販売業者に御相談ください。

お問い合わせは、福島県担い手育成総合支援協議会（事務局：福島県農林水産部環境保全農業課）又は、お近くの県農林事務所農業振興普及部に御連絡ください。